

新潟市敬老祝状贈呈要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長年社会の発展に寄与してきた高齢者に対し、長寿を祝福し、広く市民の老人福祉に対する理解と関心を高め、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする敬老祝状の贈呈に関し必要な事項を定める。

第2条 敬老祝状の贈呈を受けることができる者は、当該年度の9月15日まで引き続き三月以上にわたり本市に居住している者（9月15日以前に死亡又は市外に転出した者を除く。）であって、当該年度の3月30日において100歳であるものとする。

(贈呈時期)

第3条 敬老祝状の贈呈は、原則として当該年度の敬老の日に行うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めた時は、この限りではない。

(祝状の返還)

第4条 敬老祝状の贈呈を受けた者について本市に居住の事実がないことが判明した場合には、市長は当該者に敬老祝状を返還させることができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、敬老祝状の贈呈に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(新潟市敬老祝品贈呈要綱の廃止)

2 新潟市敬老祝品贈呈要綱（平成12年4月1日制定）は、廃止する。